

第 378 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 378 回三木市議会定例会（令和 5 年 11 月 28 日開会）に提出する議案 12 件（条例関係 5 件、補正予算関係 7 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 58 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 制定理由

令和 5 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 制定内容

議員の期末手当の年間支給月数を 4.40 月から 4.50 月に引き上げる。

(7) 現行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66
12 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66
合 計	100 分の 440	100 分の 264	100 分の 132

(イ) 令和 5 年 12 月 1 日適用

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66
12 月 1 日	100 分の <u>230</u>	100 分の <u>138</u>	100 分の <u>69</u>
合 計	100 分の <u>450</u>	100 分の <u>270</u>	100 分の <u>135</u>

(ウ) 令和 6 年 4 月 1 日施行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の <u>225</u>	100 分の <u>135</u>	100 分の <u>67.5</u>
12 月 1 日	100 分の <u>225</u>	100 分の <u>135</u>	100 分の <u>67.5</u>
合 計	100 分の <u>450</u>	100 分の <u>270</u>	100 分の <u>135</u>

ウ 施行期日

イ(イ)については公布の日から施行（令和 5 年 12 月 1 日から適用）し、イ(ウ)については令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 第 59 号議案 三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 制定理由

令和 5 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、三木市長等の給与に関する条例を改正する必要があるため。

イ 制定内容

市長、副市長、教育長の期末手当の年間支給月数を 4.40 月から 4.50 月に引き上げる。

(ア) 現行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66
12 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66
合 計	100 分の 440	100 分の 264	100 分の 132

(イ) 令和 5 年 12 月 1 日適用

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66
12 月 1 日	100 分の <u>230</u>	100 分の <u>138</u>	100 分の <u>69</u>
合 計	100 分の <u>450</u>	100 分の <u>270</u>	100 分の <u>135</u>

(ウ) 令和 6 年 4 月 1 日施行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の <u>225</u>	100 分の <u>135</u>	100 分の <u>67.5</u>
12 月 1 日	100 分の <u>225</u>	100 分の <u>135</u>	100 分の <u>67.5</u>
合 計	100 分の <u>450</u>	100 分の <u>270</u>	100 分の <u>135</u>

ウ 施行期日

イ(イ)については公布の日から施行し（令和 5 年 12 月 1 日から適用）、イ(ウ)については令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 第 60 号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

令和 5 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員

の給与に関する条例等を改正する必要があるため。

イ 改正内容

令和5年人事院勧告の内容に準拠した給与改定等を実施する。

(7) 一般職の職員の給与に関する条例の改正

a 給料表の改定（令和5年4月1日適用）

全ての給料表について、給料月額を改定する。

改定率 平均1.1%引き上げ（1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%）

b 一般職の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間の支給月数を4.40月から4.50月に0.10月引き上げる（期末0.05月、勤勉0.05月引き上げ）。

(a) 現行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の120	100分の120	100分の240
勤勉手当	100分の100	100分の100	100分の200
期別合計	100分の220	100分の220	100分の440

(b) 令和5年12月1日適用

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の120	100分の <u>125</u>	100分の <u>245</u>
勤勉手当	100分の100	100分の <u>105</u>	100分の <u>205</u>
期別合計	100分の220	100分の <u>230</u>	100分の <u>450</u>

(c) 令和6年4月1日施行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の <u>122.5</u>	100分の <u>122.5</u>	100分の <u>245</u>
勤勉手当	100分の <u>102.5</u>	100分の <u>102.5</u>	100分の <u>205</u>
期別合計	100分の <u>225</u>	100分の <u>225</u>	100分の <u>450</u>

c 再任用職員の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間支給月数を2.30月から2.35月に0.05月引き上げる（期末0.025月、勤勉0.025月引き上げ）。

(a) 現行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の67.5	100分の67.5	100分の135
勤勉手当	100分の47.5	100分の47.5	100分の95
期別合計	100分の115	100分の115	100分の230

(b) 令和5年12月1日適用

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の67.5	100分の <u>70</u>	100分の <u>137.5</u>
勤勉手当	100分の47.5	100分の <u>50</u>	100分の <u>97.5</u>
期別合計	100分の115	100分の <u>120</u>	100分の <u>235</u>

(c) 令和6年4月1日施行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の <u>68.75</u>	100分の <u>68.75</u>	100分の <u>137.5</u>
勤勉手当	100分の <u>48.75</u>	100分の <u>48.75</u>	100分の <u>97.5</u>
期別合計	100分の <u>117.5</u>	100分の <u>117.5</u>	100分の <u>235</u>

(イ) 三木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正(令和6年4月1日施行)

特定任期付職員（高度の専門的な知識経験を有する者を、その知識経験を必要とする業務に従事させる場合に、選考により5年を超えない範囲で任期を定めて採用する職員）の給料表を次のとおり改定する。

号給	現行の給料月額	改正後の給料月額
1号給	376,000円	<u>380,000円</u>
2号給	422,000円	<u>427,000円</u>
3号給	472,000円	<u>477,000円</u>
4号給	533,000円	<u>539,000円</u>
5号給	608,000円	<u>615,000円</u>

また、6月期と12月期のそれぞれの期末手当を1.65月から1.70月に0.05月引き上げる。(年間0.10月引き上げ。)

(ウ) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正

a 給料表の改定(令和6年4月1日適用)

全ての給料表について、一般職に職員に準じて給料月額を改定する。

b 期末手当の支給月数の見直し及び勤勉手当の支給

期末手当の年間の支給月数について、一般職の職員に準じて2.40月から2.45月に0.05月引き上げる。

勤勉手当について、一般職の職員の勤勉手当に準じ、令和6年度から年間2.05月を支給する。

(a) 現行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の120	100分の120	100分の240
勤勉手当	—	—	—
期別合計	100分の120	100分の120	100分の240

(b) 令和5年12月1日適用

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の120	100分の <u>125</u>	100分の <u>245</u>
勤勉手当	—	—	—
期別合計	100分の120	100分の <u>125</u>	100分の <u>245</u>

(c) 令和6年4月1日施行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の <u>122.5</u>	100分の <u>122.5</u>	100分の <u>245</u>
勤勉手当	100分の <u>102.5</u>	100分の <u>102.5</u>	100分の <u>205</u>
期別合計	100分の <u>225</u>	100分の <u>225</u>	100分の <u>450</u>

ウ 施行期日

- (1) 公布の日 イ(ア)a、イ(ア)b(b)、イ(ア)c(b)、イ(ウ)a、イ(ウ)b(b)（ただし、イ(ア)a及びイ(ウ)aは令和5年4月1日から適用し、イ(ア)b(b)、イ(ア)c(b)及びイ(ウ)b(b)は令和5年12月1日から適用する。）
- (2) 令和6年4月1日 イ(ア)b(c)、イ(ア)c(c)、イ(イ)及びイ(ウ)b(c)

(4) 第61号議案 三木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）

ア 改正理由

令和5年5月11日からマイナンバーカードの電子証明書機能を、スマートフォンのOS（ソフトウェア）のうち、アンドロイドのスマートフォンに搭載することが可能となった。

多機能端末機を利用した証明書の交付（コンビニ交付）については、個人番号カードを使用して暗証番号を入力することにより申請することができるとしているが、このたびスマートフォン（移動端末設備）を使用した申請方法を追加する必要があるため。

イ 改正内容

印鑑の登録をしている者で、個人番号カードの交付を受けている者について、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備（スマートフォン）を用いて、多機能端末機で証明書を申請できるように規定を追加する。

ウ 施行期日 規則に定める日

理由：スマートフォン用電子証明書によるコンビニ交付サービスの開始時期は、国が12月下旬を予定しており、正式なサービス開始時期が決定していないため、施行日は規則に委任する。

(5) **第 62 号議案 三木市空家等の適正管理に関する条例及び三木市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について（生活環境課）**

ア 改正理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、三木市空家等の適正管理に関する条例及び三木市空家等対策協議会条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う条ずれの整理を行う。

ウ 施行期日 公布の日

2 補正予算関係 【別添「令和 5 年度 12 月補正予算（案）の概要」参照】

- (1) **第 63 号議案 令和 5 年度三木市一般会計補正予算（第 5 号）**
- (2) **第 64 号議案 令和 5 年度三木市一般会計補正予算（第 6 号）**
- (3) **第 65 号議案 令和 5 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）**
- (4) **第 66 号議案 令和 5 年度三木市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）**
- (5) **第 67 号議案 令和 5 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）**
- (6) **第 68 号議案 令和 5 年度三木市水道事業会計補正予算（第 1 号）**
- (7) **第 69 号議案 令和 5 年度三木市下水道事業会計補正予算（第 1 号）**